

令和4年3月4日(令和5年1月更新)

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生日</p>	<p>令和4年2月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>土木工事業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>法面ブロック積の業務において、被災者は、碎石の裏込めを行うドラグ・ショベル(以下「重機」)の可動範囲内にも入りながら、手工具等による碎石の締め固め作業に従事していたところ、重機運転者が立ち上がって施工状況を確認し再度運転席へ座る際に着衣が操作レバーに引っ掛かり、意図せず重機が旋回し、バケットに激突された。</p> 
<p>災害防止のためのポイント (注2)</p>	<p>重機の稼働範囲内への立ち入りを禁止すること。 やむを得ず、当該箇所に立ち入らせる場合は、誘導者を配置すること。 工事計画段階や日々の作業開始時に、できる限り、重機作業と重機以外の作業が輻輳しないような工程・作業方法となるよう検討を行うこと。 重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重機運転者が運転席で立ち上がって、下方の作業箇所を覗き込んで状況確認することがないよう、作業者(合図者)を配置すること。 ● やむを得ず、運転席で立ち上がる場合は、安全レバー(セーフティーロックレバー・右写真・赤太矢印)を引いて、操作レバーの無効化を図ること。 ● 重機運転者は、裾やポケット等、着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないように服装で運転を行うこと。  <p>不意の誤操作を未然に防止するセーフティーロックレバー 株式会社加藤製作所提供 (同社パンフレットから)</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成) 本件災害も含め、昨年からの重機による死亡災害等が後を絶たず(R3-1・R3-2・R4-1(右 QR コード参照))、いずれも、上記チェックリストに沿って作業していれば防げた可能性が非常に高い災害ですので、注意してください。 また、重機作業、高所作業等に係る危険要因は、工事の進捗において常に変化することから、進捗に応じた注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</p> 

本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。